

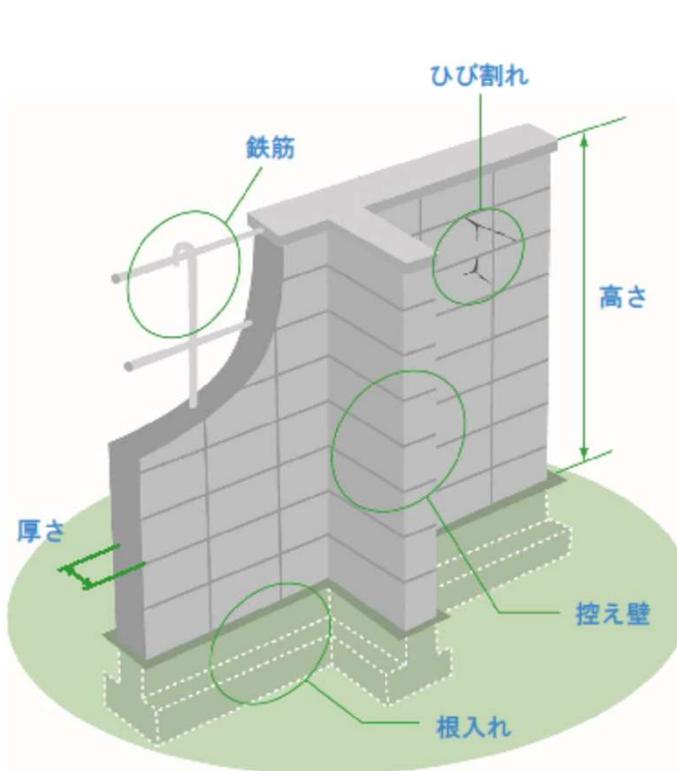
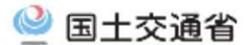
地震に強いまちづくりを進めるために

ブロック塀等撤去事業費補助制度をご利用ください。

地震発生時における人的被害の防止と避難経路の確保を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、道路に面した倒壊する恐れのあるブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助します。

下のチェックポイントでご確認いただき、危険であると判断された時は、ぜひ、ブロック塀等撤去事業費補助制度をご利用ください。

ブロック塀の点検のチェックポイント



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1より一部改

補助対象物

- ・ブロック塀等の高さが60cm以上のもの
- ・地震等で、倒壊する危険のあるもの
- ・道路に面し、倒壊した場合に道路の通行に影響を及ぼすおそれのあるもの
- ・撤去に関し、他の制度等で補助金の交付を受けないもの

※工事の着工前に交付申請が必要です。

(交付申請前に着工しているものは補助対象外です。)

※補助対象者・補助金の交付額は次ページをご確認ください。

補助対象者

- ・ 甲賀市内にあるブロック塀の所有者
- ・ 補助対象となるブロック塀を撤去する者
- ・ 過去にこの補助金の交付を受けていない者
- ・ 補助金を受けようとする年度の2月末日までに、対象工事を完了する見込みのある者
- ・ 市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税）を滞納していない者
- ・ 甲賀市暴力団排除条例の規定による暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者
- ・ 当該ブロック塀等が複数人の共有である場合、共有者から撤去についての同意を得た者

補助対象経費

- ・ ブロック塀等の撤去に要する経費

補助対象工事

- ・ 道路に面したブロック塀等の撤去工事
- ・ 交付決定後に契約・着手する工事

補助金額

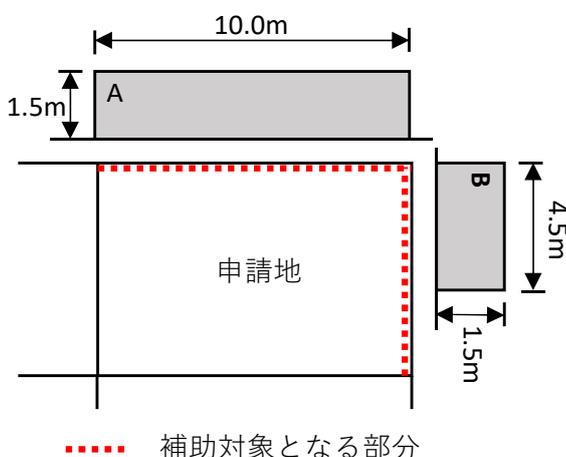
撤去するブロック塀等の壁面の面積に 3,000円/㎡を乗じて得た額又は撤去費用の1/2に相当する額のどちらか低い額（上限10万円）

※面積に1㎡未満の端数がある場合、小数第2位以下を切り捨てます。

補助金の額に1,000円未満の端数がある場合、これを切り捨てます。

撤去費用の額は、施工業者との契約による額とします。ただし、申請者自らが撤去を行う場合は、処分費の実費に相当する額とします。

補助金額算出例



見積り

ブロック塀撤去	一式	141,000円
フェンス新設	一式	250,000円
計		391,000円

①補助対象面積

$$A : 1.5\text{m} \times 10.0\text{m} = 15.0\text{m}^2$$

$$B : 1.5\text{m} \times 4.5\text{m} = 6.75\text{m}^2$$

$$\text{面積合計} : 15.0\text{m}^2 + 6.75\text{m}^2 = 21.75\text{m}^2$$

$$\text{補助対象面積} : 21.7\text{m}^2$$

②補助対象経費

$$\text{ブロック塀撤去費} : 141,000\text{円}$$

補助金額

$$\text{①} 21.7 \times 3,000\text{円} = 65,100\text{円}$$

$$\rightarrow 65,000\text{円}$$

$$\text{②} 141,000\text{円} \times 1/2 = 70,500\text{円}$$

$$\rightarrow 70,000\text{円}$$

①と②のどちらか低い額となるため、65,000円